

「名人会」運営協議会 規約

第1条（目的）

この会は、配合飼料「名人シリーズ」の飼料にて飼養された肉用牛の出荷をもって、「名人和牛」のブランド化を図るとともに、会員相互の緊密なる連携をもとに情報の交換や経営技術の研鑽等を行い、「名人シリーズ」使用生産者の所得アップ及び肥育経営の安定と肉用牛生産の振興を図ることを目的とする。

第2条（名称）

この会は、「名人会」運営協議会（以下「協議会」）という。

第3条（事務局）

協議会の事務局は、茨城県畜産農業協同組合連合会内に置く。

第4条（事業）

協議会は、第1条の目的を達するため次の事業を行う。

- ①枝肉研究会の開催
- ②名人和牛のブランド化に向けた取り組み
- ③肉用牛肥育技術に関する情報交換
- ④肉用牛肥育経営に関する勉強会
- ⑤研究会出品牛の事故等に対する互助見舞制度
- ⑥その他、必要な事項

第5条（会員）

協議会は、全国畜産農業協同組合連合会・茨城県畜産農業協同組合連合会・雪印種苗株式会社の3団体と、配合飼料「名人シリーズ」使用生産者とで組織する。

第6条（役員）

協議会の役員は次のとおりとし、団体の推薦により会員の中から選出する。

- ①理事 5名以上10名以内
- ②監事 2名以上 3名以内
- ③顧問 必要に応じて
- ④技術顧問 必要に応じて
- ⑤アドバイザー 必要に応じて

第7条（会長、副会長）

理事の中から、会長1名と副会長2名を選出する。

第8条（役員任期）

役員任期は2年とする。また、補欠のために選ばれた役員任期は、前任者の残任期間とする。

第9条（役員職務）

- ①会長は、会を代表し会務を総括する。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- ③理事は、役員会に出席し会務の遂行にあたる。
- ④監事は、協議会の会計を監査する。
- ⑤顧問は、協議会に対し助言を行なう。
- ⑥技術顧問は、研究会出品牛の選定や肥育技術に関して、指導や助言を行なう。

第10条（会議）

協議会の会議は、総会及び役員会とする。

- ①総会は毎年2月に開催する他、会長が必要と認める時は臨時に招集することができる。
- ②役員会は、原則として枝肉研究会の日程にあわせて開催する。

第11条（総会に付議すべき事項）

- ①規約の制定、改廃
- ②事業計画、収支予算、事業報告、収支決算
- ③役員選出

第12条（総会の議決）

総会の議決は、出席会員の過半数をもって行なう。

第13条（会計年度）

協議会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第14条（活動費の徴収）

第4条の事業を行うために要する費用については、次のとおり徴収する。

- ①枝肉研究会の開催に要する費用については、生産者からは「枝肉研究会出品負担金」として徴収し、不足分は3団体で負担する。徴収額は研究会開催要項で定めることとし、販売代金精算時に徴収する。

②枝肉研究会以外に要する費用は、生産者からは「運営協議会負担金」として徴収する。
徴収額は研究会出品牛1頭につき3,000円とし、販売代金精算時に徴収する。

第15条（互助見舞金の支出）

枝肉研究会出品牛の事故等に対しては、次のとおり互助見舞金を支出する。

- ①運送中の死亡事故 10万円
- ②白血病による処分 10万円
- ③血斑事故(シミ)の発生 5万円

第16条（各種部会）

協議会は、必要に応じて各種の部会を組織することができる。各部会は、協議会の下部組織として位置づけ、協議会との連携を密に活動する。また、事業及び役員等については、各部会の規約において定めることとする。

第17条（その他）

この規約に定めない事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

附 則

- 1. この規約は、平成21年4月24日より施行する。
- 2. この規約は、平成21年6月30日より一部改正する。
- 3. この規約は、平成23年2月9日より一部改正する。
- 4. この規約は、平成24年2月24日より一部改正する。
- 5. この規約は、平成27年2月25日より一部改正する。
- 6. この規約は、平成28年2月24日より一部改正する。